

# 行政監査結果報告書

平成28年度

(県の機関における毒物及び  
劇物の適正な管理について)

佐賀県監査委員



監査第480号  
平成29年9月5日

佐賀県議会議長 石倉 秀郷 様

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県教育委員会教育長 白水 敏光 様

佐賀県公安委員会委員長 溝上 泰弘 様

佐賀県監査委員 池田 巧  
同 森田 信彦  
同 三竿 博史  
同 石井 秀夫

行政監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第2項の規定による県の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果に関する報告及び意見を別添のとおり提出します。



## 目 次

第1	監査の概要	1～2
1	監査テーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査対象の機関	1
4	監査の実施	1
5	監査の実施方法	2
第2	毒物劇物の保有及び管理の概要	3～14
1	毒物劇物の保有状況	3～6
(1)	部局等別の保有状況	3
(2)	保有する毒物劇物の状況	3～5
(3)	使用目的の状況	5
(4)	購入の状況	5～6
2	毒物劇物の管理体制の状況	6～9
(1)	毒物劇物危害防止規定の整備状況	6
(2)	管理責任者の設置状況	7
(3)	緊急連絡網の整備状況	7～8
(4)	S D S (安全データシート) の整備状況	8
(5)	職員研修等の実施状況	8～9
3	毒物劇物の保管及び安全対策の状況	9～14
(1)	保管場所及び保管庫の状況	9～10
(2)	「医薬用外毒物」等の表示状況	10
(3)	保管庫及び保管容器の転倒防止等対策の状況	10～11
(4)	管理記録簿の整備状況	11～12
(5)	長期間未使用となっている毒物劇物の状況	12
(6)	施設外への運搬の状況	12～13
(7)	廃棄処理の状況	13～14
(8)	学校薬剤師の活用状況	14
第3	監査結果及び意見	15～20
1	管理体制について	15～16
2	保管及び安全対策について	16～18
3	監視・指導について	18～19
4	まとめ	19～20

## 資料編

1	毒物劇物保有機関一覧表	21
2	実地監査（事務監査）結果一覧表	22～23
3	毒物及び劇物取締法について	24～25
4	毒物劇物危害防止規定について	26
5	毒物及び劇物の保管管理について	27
6	毒物劇物監視指導指針の制定について	28～30
7	学校における毒物及び劇物の適正な管理について	31～33

## 第1 監査の概要

### 1 監査テーマ

県の機関における毒物及び劇物の適正な管理について

### 2 監査の目的

毒物及び劇物（以下「毒物劇物」という。）は、取扱いによっては保健衛生上、大きな危害を及ぼす恐れがあるため、毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号。以下「法」という。）において、その管理方法が厳格に定められている。

毒物劇物を取り扱う県の機関は、毒物劇物の販売を行う営業者等でないことなどから、同法に係る事務を所管する知事への届出の必要はないが、毒物劇物の盗難・紛失、流出・漏えい等を防止するために必要な措置を行うことや、容器や貯蔵場所に毒物劇物の表示を行うことなどが求められている。

このため、毒物劇物の保管・管理について、地方自治法第199条第2項の規定に基づき総合的に監査を行い、今後の管理の適正化に資するものとする。

### 3 監査対象の機関

平成28年9月1日現在で、法第2条で指定されている毒物劇物を保有する全ての機関とした。

### 4 監査の実施

#### (1) 監査の実施時期

平成28年9月～平成29年7月

#### (2) 監査の着眼点

監査にあたっては、主に次の着眼点に基づき実施した。

- ① 管理体制の整備や安全対策は適正に行われているか。
- ② 保管場所及び容器への毒物劇物の表示が適切に行われているか。
- ③ 保管場所は堅固性を有し、施錠は適切に行われているか。
- ④ 保管容器の転倒防止等の措置は十分に行われているか。
- ⑤ 管理記録簿による受入、払出、使用量や在庫量の管理は適正に行われているか。
- ⑥ 廃棄方法や施設外への運搬方法は適正に行われているか。

## 5 監査の実施方法

### (1) 予備調査

県の全 233 機関に対し、平成 28 年 9 月 1 日現在における毒物劇物の保有の有無について、予備調査を行った。

その結果、93 機関から毒物劇物を保有しているとの回答があった。

### (2) 書面調査

予備調査で毒物劇物を保有すると回答があった全機関を対象として、平成 28 年 9 月 1 日現在における毒物劇物の管理等の状況について、書面による調査を行った。

### (3) 実地監査

書面調査の結果を踏まえ、機関の区分や分野別に保有品目数、長期間未使用の品目数、購入金額などが多い機関を選定し、監査委員事務局職員及び監査委員による実地監査を実施した。

また、毒物劇物に関する事務を所管する薬務課及び県立学校を指導する教育委員会に対して、指導状況等の確認を行った。

表 1 実地監査対象機関

機関区分	保有機関数	機関分野	対象機関名	対象機関数
試験研究機関	17	環境	環境センター	3
		保健衛生	衛生薬業センター	
		農林水産	農業試験研究センター	
県立学校	47	普通科	佐賀北高等学校	5
		専門学科	伊万里農林高等学校	
			唐津工業高等学校	
		総合学科	唐津青翔高等学校	
特別支援学校	金立特別支援学校			
警察本部	14		科学捜査研究所	1
その他の機関	15		農業大学校	1
合計	93			10



## 第2 毒物劇物の保有及び管理の概要

### 1 毒物劇物の保有状況

#### (1) 部局等別の保有状況

毒物劇物を保有している機関を部局等別にみると、表2のとおりである。

毒物を保有する機関は65機関（うち特定毒物も保有する機関は4機関）であり、劇物は93機関全てで保有している。

なお、毒物劇物を保有する機関の内訳は、資料編（21頁：参考1「毒物劇物保有機関一覧表」）に掲載のとおりである。

表2 部局等別の保有機関数（平成28年9月1日現在）

部局等名	機関数	保有機関数			
		毒物	特定毒物	劇物	
政策部	7	0	0	0	
総務部	13	1	0	1	
地域交流部	15	1	0	1	
県民環境部	11	1	1	1	
健康福祉部	24	3	3	3	
産業労働部	13	4	2	4	
農林水産部	29	18	11	18	
県土整備部	16	1	0	1	
教育委員会	57	49	36	49	
出納局、東部工業用水道局、 議会事務局、各種委員会	9	1	0	1	
警察本部	39	14	12	14	
合計	233	93	65	93	
全機関数に占める割合		39.9%	27.9%	39.9%	

#### (2) 保有する毒物劇物の状況

保有する毒物劇物の品目数を部局等別（各機関の累計）にみると、表3のとおりである。

県立学校を有する教育委員会が、全体の48.4%と最も多くなっている。これは、ほとんどの県立学校において、化学実験用として平均で約20品目を保有していることによる。

また、多くの試験研究機関を有する農林水産部が、全体の26.2%と次に多くなっている。

表3 部局等別の保有品目数（平成28年9月1日現在）

部局等名	保有 機関数	保有品目数				
		計	割合 (%)	毒物	特定毒物	劇物
政策部	0	0		0	(0)	0
総務部	1	1	0.0	0	(0)	1
地域交流部	1	7	0.3	0	(0)	7
県民環境部	1	76	3.2	23	(5)	53
健康福祉部	3	317	13.4	40	(3)	277
産業労働部	4	101	4.3	12	(1)	89
農林水産部	18	621	26.2	51	(4)	570
県土整備部	1	1	0.0	0	(0)	1
教育委員会	49	1,144	48.4	70	(0)	1,074
出納局、東部工業用水道局、 議会事務局、各種委員会	1	1	0.0	0	(0)	1
警察本部	14	97	4.1	26	(0)	71
合 計	93	2,366		222	(13)	2,144

※ 「保有品目数」は各機関の管理品目数の単純合計であり、品目に重複がある。

※ 「特定毒物」は「毒物」の内数である。

なお、保有品目数別に保有機関数をみると、表4のとおりである。

保有品目数が「1～10」の機関が最も多く35機関（37.6%）、次いで「11～20」の機関が19機関（20.4%）となっており、30品目以下は67機関で全体の約7割を占めている。

表4 保有品目数別の保有機関数（平成28年9月1日現在）

保有品目数	1～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60
保有機関数	35	19	13	9	8	3
割合	37.6%	20.4%	14.0%	9.7%	8.6%	3.2%
保有品目数	61～70	71～80	81～90	91～100	101～	計
保有機関数	0	2	0	2	2	93
割合	0%	2.2%	0%	2.2%	2.2%	100%

※ 「割合」は小数点第2位を四捨五入したため、「計」と一致しない。

また、多くの機関で保有している主な毒物劇物は、表5のとおりである。

毒物では、水銀、黄燐、アジ化ナトリウムなど、劇物では、水酸化ナトリウム、硫酸、メタノールなどが多くの機関で保有されている。

表5 多くの機関で保有されている主な毒物劇物（平成28年9月1日現在）

毒物／劇物	品目名	保有機関数
毒物	水銀	34
	黄燐	13
	アジ化ナトリウム	11
劇物	水酸化ナトリウム	67
	硫酸	62
	メタノール	61
	アンモニア（アンモニア水）	57
	硝酸	56
	塩化水素（塩酸）	53
	過酸化水素	48
	水酸化カリウム	48
	フェノール	40

### （3）使用目的の状況

使用目的を毒物と劇物の別にみると、表6のとおりである。

毒物では「検査・鑑定用」（40.5%）としての使用が最も多く、次に「実験・実習用」（29.3%）となっている。劇物では「実験・実習用」（47.1%）としての使用が最も多く、次に「試験・研究用」（25.5%）となっている。

表6 使用目的の状況

毒物／劇物	試験・研究用	実験・実習用	検査・鑑定用	その他
毒物	23.9 %	29.3 %	40.5 %	6.3 %
劇物	25.5 %	47.1 %	17.1 %	10.4 %

### （4）購入の状況

平成26年度及び平成27年度における購入の状況を部局等別（各機関の合計）にみると、表7のとおりである。

試験研究機関を有する農林水産部、健康福祉部、県民環境部の順で購入額が多くなっている。

表 7 購入の状況

部局等名	保有 機関数	平成 26 年度		平成 27 年度	
		購入 回数	購入額 (円)	購入 回数	購入額 (円)
政策部	0	0	0	0	0
総務部	1	1	7,560	0	0
地域交流部	1	0	0	0	0
県民環境部	1	157	1,007,479	161	904,662
健康福祉部	3	78	955,709	78	1,074,186
産業労働部	4	28	195,131	22	237,529
農林水産部	18	149	1,301,150	114	2,338,810
県土整備部	1	0	0	0	0
教育委員会	49	68	303,445	78	253,061
出納局、東部工業用水道局、 議会事務局、各種委員会	1	1	42,000	1	32,000
警察本部	14	23	557,620	21	316,440
合 計	93	505	4,370,094	475	5,156,688

※「購入回数」は、各機関の品目毎の購入回数を単純合計した。

## 2 毒物劇物の管理体制の状況

### (1) 毒物劇物危害防止規定の整備状況

平成 11 年 8 月 27 日付け厚生省通知（資料編：参考 6 「毒物劇物監視指導指針の制定について」）では、毒物劇物の管理・責任体制や事故の際の措置を定めた「毒物劇物危害防止規定」（以下「危害防止規定」という。）を作成することが求められている。

このため、毒物劇物を取り扱う機関においては、危害を未然に防止するために危害防止規定を整備し、日頃から管理体制等を明確にしておく必要がある。

危害防止規定の整備状況は、表 8 のとおり、37 機関（39.8%）では整備されているが、56 機関（60.2%）では整備されていない。

表 8 危害防止規定の整備状況

保有機関数	危害防止規定整備の有無	
	有り	無し
93	37	56
割 合	39.8 %	60.2 %

## (2) 管理責任者の設置状況

昭和50年11月6日付け厚生省通知（資料編：参考4「毒物劇物危害防止規定について」）では、毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらいとして、管理・責任体制を明確にすることが求められている。

このため、毒物劇物を取り扱う機関においては、取扱いに関し全体の管理・監督を行う管理責任者を設置する必要がある。

管理責任者の設置状況は、表9のとおり、76機関（81.7%）では設置されているが、17機関（18.3%）では設置されていない。

表9 管理責任者の設置状況

保有機関数	管理責任者設置の有無	
	有り	無し
93	76	17
割合	81.7 %	18.3 %

## (3) 緊急連絡網の整備状況

法第16条の2では、毒物劇物が飛散、流出等をして不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生じる恐れがある事態になった場合は、直ちに保健所、警察署又は消防署に届け出ることや、盗難や紛失した場合は、直ちに警察署に届け出ることが定められている。

このため、万一、事故等が発生した場合には、上記の関係機関への連絡が迅速にできるよう、連絡体制を整備し、日頃から職員に周知しておく必要がある。

緊急時の連絡網の整備状況は、表10のとおり、61機関（65.6%）では整備されているが、32機関（34.4%）では整備されていない。

表10 緊急連絡網の整備状況

保有機関数	緊急連絡網整備の有無	
	有り	無し
93	61	32
割合	65.6 %	34.4 %

なお、緊急連絡網を整備している61機関において、緊急連絡網の掲示状況は、表11のとおりである。

表 11 緊急連絡網の掲示状況

緊急連絡網 整備機関数	緊急連絡網掲示の有無	
	有り	無し
61	41	20
割合	67.2 %	32.8 %

(4) SDS（安全データシート）の整備状況

毒物劇物販売業者が毒物劇物を販売する際には、購入者に対して SDS（安全データシート）等により化学物質に関する情報を提供する義務が課されており、SDSには、毒物劇物の危険有害性、応急措置、取扱い及び保管上の注意、廃棄上の注意などの重要な情報が記載されている。

このため、毒物劇物の購入時に SDS の提供を受けた場合は、その取扱いや事故等への対処のために保管しておくことが必要である。

SDS の整備状況は、表 12 のとおり、25 機関（26.9%）で保有又は一部保有となっているが、68 機関（73.1%）では保有していない。

表 12 SDS の整備状況

保有機関数	SDS の有無		
	有り	一部有り	無し
93	22	3	68
割合	23.7 %	3.2 %	73.1 %

(5) 職員研修等の実施状況

昭和 50 年 11 月 6 日付け厚生省通知では、危害防止規定の記載事項として、教育及び訓練に関する事項を基本的な事項としている。

このため、毒物劇物を取り扱う機関においては、危害を未然に防止するために危害防止規定において教育及び訓練に関する事項を記載するとともに、毒物劇物の適正な取扱いや保管・管理に関する職員研修等を実施する必要がある。

平成 28 年度における職員研修等の実施状況は、表 13 のとおり、毒物劇物の危害性に関する教育や安全な取扱いに関する教育などを、組織内部での研修等を実施している機関や研修機関などの組織外部での研修等で職員が受講している機関は 63 機関（67.7%）、いずれも行っていない機関は 30 機関（32.3%）となっている。

表 13 職員研修等の実施状況（平成 28 年度）

保有機関数	職員研修等の実施の有無				無し
	有り	内部研修等の実施のみ	外部研修等の受講のみ	内部研修等の実施及び外部研修等の受講	
93	63	32	24	7	30
割合	67.7 %	34.4 %	25.8 %	7.5 %	32.3 %

### 3 毒物劇物の保管及び安全対策の状況

#### (1) 保管場所及び保管庫の状況

昭和 52 年 3 月 26 日付け厚生省通知（資料編：参考 5 「毒物及び劇物の保管管理について」）では、「毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、鍵をかける設備等のある堅固な施設とすること。」とされている。

保管場所の状況は、表 14 のとおり、保管場所としては、研究室、検査室、実験室及び準備室などの「研究室等」（47.7%）が最も多く、次に薬品庫（室）、農薬庫などの「薬品庫等」（36.0%）が多くなっている。

表 14 保管場所の状況

保管場所数	保管場所			
	研究室等	薬品庫等	資材庫等	その他
197	94	71	16	16
割合	47.7 %	36.0 %	8.1 %	8.1 %

※複数の保管場所を有する機関があるため、「保管場所数」は保有機関数とは一致しない。

保管場所の鍵の状況については、表 15 のとおり、ほとんどの保管場所は鍵が有りとなっている。一部の保管場所では鍵が無しとなっているが、その保管場所自体は研究室等の特定の部屋であり、鍵で管理された庁舎内に設置されている。

表 15 保管場所の鍵の状況

保管場所数	保管場所の鍵の有無	
	有り	無し
197	186	11
割合	94.4 %	5.6 %

また、保管場所では毒物劇物を専用の保管庫等に入れて保管されており、専用保管庫については、スチールやステンレス等の金属製のものが多く、特に、保冷保管のために冷蔵庫・保冷庫を専用保管庫としている機関がある。

専用保管庫の鍵の状況については、表 16 のとおり、ほとんどの保管庫は鍵が有りとなっている。一部の保管庫では鍵が無しとなっているが、そのほとんどは家庭用冷蔵庫を鍵のある部屋に設置している事例である。

なお、実地監査では、鍵の管理体制が不十分な事例が確認された。

表 16 専用保管庫の鍵の状況

専用保管庫数	専用保管庫の鍵の有無	
	有り	無し
271	261	10
割合	96.3 %	3.7 %

※専用保管庫が複数設置されている保管場所があるため、「専用保管庫数」は表 14 及び表 15 の保管場所数とは一致しない。

## (2) 「医薬用外毒物」等の表示状況

法第 12 条では、毒物劇物の保管場所や保管容器には「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示を行うことが定められている。

保管場所や保管容器への表示状況は、表 17 のとおりである。

保管場所への表示については、86 機関 (92.5%) で表示が行われているが、7 機関 (7.5%) で一部表示又は非表示となっている。

また、保管容器への表示については、85 機関 (91.4%) で表示が行われているが、8 機関 (8.6%) で一部表示又は非表示となっている。

表 17 保管場所及び保管容器への表示状況

保有機関数		表示状況		
		表示	一部表示	非表示
93	保管場所	86	3	4
	割合	92.5 %	3.2 %	4.3 %
	保管容器	85	6	2
	割合	91.4 %	6.45 %	2.15 %

## (3) 保管庫及び保管容器の転倒防止等対策の状況

法第 11 条第 2 項では、毒物劇物の飛散、漏えい及び流出などの防止のため、必要な措置を講じることが定められている。

保管庫や保管容器の転倒防止等対策の状況は、表 18 のとおりである。



保管庫については、保管庫を天井、壁、床に固定するなどの転倒防止等対策が 42 機関（45.2%）で行われているが、20 機関（21.5%）では一部で行われ、31 機関（33.3%）では行われていない。

また、保管容器については、保管棚への落下防止バー設置や間仕切りのある収納トレイに入れるなどの転倒防止等対策が 55 機関（59.1%）で行われているが、26 機関（28.0%）では一部で行われ、12 機関（12.9%）では行われていない。

表 18 保管庫及び保管容器の転倒防止等対策の状況

保有機関数		転倒防止等対策の有無		
		有り	一部有り	無し
93	保管庫	42	20	31
	割合	45.2 %	21.5 %	33.3 %
	保管容器	55	26	12
	割合	59.1 %	28.0 %	12.9 %

#### （４）管理記録簿の整備状況

昭和 52 年 3 月 26 日付け厚生省通知では、毒物劇物の在庫量の定期的点検及び毒物劇物の種類等に応じての使用量の把握を行うことが求められている。

このため、毒物劇物を取り扱う機関においては、盗難や紛失を防止するために管理記録簿を整備し、日頃から在庫量の点検、使用量の把握を行う必要がある。

管理記録簿の整備状況は、表 19 のとおり、82 機関（88.2%）で整備されているが、11 機関（11.8%）では一部のみ整備又は未整備となっている。

表 19 管理記録簿の整備状況

保有機関数		管理記録簿の有無		
		有り	一部有り	無し
93	82	2	9	
割合	88.2 %	2.2 %	9.7 %	

また、管理記録簿と在庫量との照合状況は、表 20 のとおりである。

管理記録簿が全く整備されておらず照合が行われていない 9 機関を除き、管理記録簿を整備している 84 機関全てで照合が行われている。

なお、照合頻度は表 21 のとおり、「年 2 回」が 22 機関（23.4%）、「年 3 回」が 21 機関（22.3%）、「年 1 回」が 19 機関（20.2%）と多くなっており、「使用の都度」は 12 機関（12.8%）となっている。

表 20 管理記録簿と在庫量との照合状況

管理記録簿を有している機関数	在庫量との照合の有無	
	有り	無し
84	84	0
割合	100 %	0 %

表 21 管理記録簿と在庫量との照合頻度

管理記録簿を有している機関数	在庫量との照合の頻度							計
	週 1 回	月 1 回	年 4 回	年 3 回	年 2 回	年 1 回	使用の都度	
84	3	11	6	21	22	19	12	94
割合	3.2 %	11.7 %	6.4 %	22.3 %	23.4 %	20.2 %	12.8 %	100 %

※同一の機関でも部署によって照合頻度が異なる場合があり、複数回答となっている機関があるため、機関数と「計」は一致しない。

#### (5) 長期間未使用となっている毒物劇物の状況

保有する毒物劇物の使用頻度を毒物と劇物の別にみると、表 22 のとおりである。

毒物では総数 222 品目に対して 104 品目 (46.8%)、劇物では総数 2,144 品目に対して 784 品目 (36.6%) が 5 年以上の長期間で未使用となっている。

表 22 使用頻度の状況

使用頻度	毒 物		劇 物	
	保有品目数	割合	保有品目数	割合
よく使用している	25	11.3 %	263	12.3 %
年に数回程度	35	15.8 %	454	21.2 %
この 5 年以内に数回程度	58	26.1 %	643	30.0 %
5 年以上使用していない	104	46.8 %	784	36.6 %
合 計	222	100 %	2,144	100 %

※「割合」は小数点第 2 位を四捨五入したため、「合計」と一致しない。

#### (6) 施設外への運搬の状況

法第 11 条第 3 項では、施設の外で毒物劇物を運搬する場合には、毒物劇物の飛散、漏えい及び流出などの防止のため、必要な措置を講じることが定められている。

施設外への運搬状況は、表 23 のとおり、19 機関 (20.4%) で運搬しているが、74 機関 (79.6%) では運搬の事例はない状況である。

表 23 施設外への運搬の状況（平成 26～27 年度）

保有機関数	施設外への運搬の有無	
	有り	無し
93	19	74
割合	20.4 %	79.6 %

また、施設外への運搬の事例があった機関における運搬の理由については、表 24 のとおり、現場での使用が 17 機関となっているが、他機関へ送付するなどの事例もあった。

なお、運搬時は専用の容器に入れるなどの飛散等防止措置が行われている。

表 24 運搬の理由（平成 26～27 年度）

運搬事例のある機関数	運搬の理由			
	現場での使用	他機関への送付	建物間での移動	計
19	17	4	1	22
割合	77.3 %	18.2 %	0.5 %	100 %

※複数の運搬理由を回答した機関があるため、機関数と「計」は一致しない。

## （7）廃棄処理の状況

法第 15 条の 2 では、毒物劇物は政令で定める廃棄に関する技術上の基準に従って廃棄しなければならないことが定められており、政令（毒物及び劇物取締法施行令）では、廃棄の方法に関する技術上の基準として、中和、希釈等により、原則として毒物劇物ではないものにしてから廃棄しなければならないことが定められている。

このため、毒物劇物を保有している機関では、自己の機関で中和、希釈等により処理する方法（自己処理）又は産業廃棄物処理業者に処分を委託する方法（外部委託）で廃棄を行っている。

廃棄処理の状況は、表 25 のとおり、自己処理のみで廃棄している機関が 14 機関（15.1%）、外部委託のみで廃棄している機関が 23 機関（24.7%）、自己処理及び外部委託で廃棄している機関が 20 機関（21.5%）となっており、処理事例なしは 36 機関（38.7%）となっている。

表 25 廃棄処理の状況

保有機関数	廃棄処理の方法			
	自己処理のみ で廃棄	外部委託のみ で廃棄	自己処理及び 外部委託で廃棄	処理事例なし
93	14	23	20	36
割合	15.1 %	24.7 %	21.5 %	38.7 %

(8) 学校薬剤師の活用状況

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 23 条第 2 項の規定では、大学以外の学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校）には、学校薬剤師を置くことが定められており、学校保健安全法施行規則（昭和 33 年文部省令第 18 号）第 24 条第 6 号の規定では、学校薬剤師の職務として、「学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。」と毒物劇物に関する事項が定められている。

毒物劇物を保有している県立学校における学校薬剤師の活用状況は、表 26 のとおりである。

平成 28 年度において、学校薬剤師による管理記録簿の確認、保管庫の点検などを受けている学校は 15 校（31.9%）、受けていない学校は 32 校（68.1%）となっている。

表 26 学校薬剤師の活用状況（平成 28 年度）

保有学校数	学校薬剤師による点検等	
	有り	無し
47	15	32
割合	31.9 %	68.1 %

### 第3 監査結果及び意見

今年度の行政監査は、「県の機関における毒物及び劇物の適正な管理について」をテーマとして、毒物劇物を保有する全 93 機関について、その保有状況や管理状況などを書面により調査し、その結果を踏まえ、10 機関を選定して実地監査を行った。

なお、実地監査においては、法令の規定や関係通知での指導事項を基本に、管理体制の整備や安全対策が適正に行われているかなどを着眼点として、現地での確認を行った。

書面調査及び実地監査の結果、以下のとおり、不適切または不十分な事例、検討を要する点が認められた。

#### 1 管理体制について

##### (危害防止規定の整備について)

平成 11 年 8 月 27 日付け厚生省通知では、危害防止規定を作成することが求められており、毒物劇物を取り扱う機関においては、危害防止規定を整備し、日頃から管理体制等を明確にしておくことが重要である。

毒物劇物を保有している機関のうち、危害防止規定を整備していない機関が 56 機関あったが、実地監査では、規定を整備している機関においても、緊急連絡体制や教育及び訓練に関する事項などの基本的な事項が記載されていない事例もあった。

毒物劇物による保健衛生上の危害を未然に防止するため、未整備の機関においては、管理・責任体制や緊急連絡体制、作業方法や点検方法などの事項を記載した規定の整備を図られたい。

また、既に整備している機関においては、適宜その内容の確認、見直しを行い、各機関に適した規定となるよう努められたい。

##### (管理責任者の設置について)

昭和 50 年 11 月 6 日付け厚生省通知では、管理・責任体制を明確にすることが求められており、毒物劇物を取り扱う機関においては、取扱いに関し全体の管理・監督を行う管理責任者を設置することが重要である。

毒物劇物を保有している機関のうち、管理責任者を設置していない機関が 17 機関あった。

管理責任者を設置していない機関においては、管理責任者を設置し、管理・責任体制の明確化を図られたい。

##### (緊急連絡網の整備について)

法第 16 条の 2 では、毒物劇物が飛散、流出等をした場合や盗難または紛失した場合は、直ちに保健所、警察署などの関係機関に届け出ることが定められており、毒物劇物を取り扱う機関においては、事故等が発生した場合に備えて連絡体制を整

備しておく必要がある。

毒物劇物を保有している機関のうち、緊急連絡網を整備していない機関が 32 機関あった。また、実地監査では、緊急時の連絡体制網を整備している機関においても、連絡先として保健所等が記載されておらず、毒物劇物による事故等が発生した場合に対応していない事例が確認された。

万一、事故等が発生した場合は、関係機関に速やかに連絡できるよう、緊急連絡網の整備を図られたい。

#### **（SDS（安全データシート）等の整備について）**

SDS（安全データシート）には、毒物劇物の危険有害性、応急措置、取扱い及び保管上の注意、廃棄上の注意などの重要な情報が記載されており、毒物劇物の取扱いや事故等の際の措置において、大変有用となるものである。

毒物劇物を保有している機関のうち、SDSを保有していない機関は7割以上を占めているが、実地監査では、SDSの代りに化学物質の安全性データをまとめた書籍を保有している事例が確認された。

毒物劇物を取り扱う機関においては、SDSを紙媒体で保管するなど、事故の際の応急措置等に備えられたい。

#### **（職員研修等の実施について）**

昭和50年11月6日付け厚生省通知では、危害防止規定の記載事項として、教育及び訓練に関する事項を基本的な事項としており、事故等を未然に防止するために毒物劇物の適正な取扱いや保管・管理に関する職員研修等を実施する必要がある。

また、職員研修等の実施にあたっては、法の規制や毒物劇物の危害性を確認するだけではなく、各機関における毒物劇物の安全な取扱いや事故時の応急措置について、確認しておくことが重要である。

しかし、平成28年度では、毒物劇物を保有している機関のうち、約3割の機関が職員研修等を実施していない。

各機関においては、管理責任者主導のもと毒物劇物を取り扱う職員等への研修等を実施し、適正な取扱いや管理などについて常に意識させるよう努められたい。

## **2 保管及び安全対策について**

#### **（保管場所等の鍵の管理について）**

法第11条第1項では、毒物劇物の盗難又は紛失の防止のため、必要な措置を講じることが定められており、毒物劇物を取り扱う機関においては、鍵をかける設備等のある堅固な施設に毒物劇物を保管することは勿論のことではあるが、その鍵の管理についても、適切に行わなければならない。

毒物劇物を保有している機関においては、保管場所や専用保管庫に鍵をかける設備を有しており、実地監査でも、施錠は概ね適切に行われていたが、鍵の管理者が

設置されていない事例、保管場所の鍵を責任者が自宅に持ち帰る事例など、鍵の管理体制が不十分な事例が確認された。

毒物劇物を取り扱う機関においては、毒物劇物の盗難や紛失の防止を念頭において、現在の鍵の設置状況や管理体制が適切かつ十分であるか、再確認を行われたい。

#### （保管場所等への表示について）

法第 12 条では、毒物劇物の保管場所や保管容器には「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示を行うことが定められており、毒物劇物を取り扱う機関においては、適正に表示を行ったうえで毒物劇物を保管しなければならない。

毒物劇物を保有している機関のうち、保管場所への表示が行われている機関は約 9 割、保管容器への表示が行われている機関も約 9 割となっているが、実地監査では、保冷保管が必要な劇物を家庭用冷蔵庫に保管しているが表示を行っていない事例、薬品庫等で毒物劇物と一般薬品等を保管しているが表示が適正に行われていない事例、製品ラベルが剥がれている容器や小分けした容器への表示が適正に行われていない事例などが確認された。

保管場所や保管容器への表示が適正に行われていない機関においては、速やかに改善するとともに、表示を行っている機関を含め、表示状況の点検を定期的に行われたい。

#### （転倒防止等対策について）

法第 11 条第 2 項では、毒物劇物の飛散、漏えい及び流出などの防止のため、必要な措置を講じることが定められており、毒物劇物を取り扱う機関においては、地震等に備え保管庫に転倒防止等対策を行うとともに、保管庫内の薬品が転倒、落下及び容器が破損しないよう対策することが重要である。

毒物劇物を保有している機関のうち、保管庫への転倒防止等対策を行っていない機関は 31 機関、保管容器への対策を行っていない機関は 12 機関となっており、実地監査では、保管庫が転倒しても外部への飛散や漏れ出る可能性が低いとして、保管庫への転倒防止等対策が全く行われていない箇所も確認された。

地震等の自然災害に備えて、保管庫や保管容器への転倒防止等対策を行うことは基本事項であることから、各機関での保管の環境や設備の実態に応じた対策を講じられたい。

#### （管理記録簿の整備について）

昭和 52 年 3 月 26 日付け厚生省通知では、毒物劇物の在庫量の定期的点検及び毒物劇物の種類等に応じた使用量の把握を行うことが求められており、盗難や紛失を防止するために管理記録簿を整備し、日頃から在庫量の点検、使用量の把握を行うことが重要である。

毒物劇物を保有している機関のうち、管理記録簿が一部のみ整備又は未整備となっている機関は 11 機関あったが、なかには、今回の調査で初めて毒物劇物を保有していることを把握した事例、保有する全ての毒物劇物が長期間使用されず、管理記録簿が整備されていない事例なども見受けられた。

管理記録簿を整備していない機関においては、毒物劇物の品目別に管理記録簿を整備し、在庫量の点検を定期的に行われたい。

#### (長期未使用品目の廃棄について)

毒物劇物の飛散、流出等や盗難、紛失の保管リスクを軽減するためには、購入にあたっては必要最小限の数量とし、使用見込みがなく長期間保管することがないように努めるとともに、現に使用見込みがないものについては、廃棄処分を行う必要がある。

毒物劇物を保有している機関の多くで、5年以上使用していない毒物劇物を保有しており、実地監査においても、20年以上の長期間において使用実績がなく、今後とも使用見込みがないものを保管している事例が確認された。

今後とも使用見込みがないものについては、計画的に廃棄を行われたい。

#### (学校薬剤師の活用について)

学校保健安全法の規定により各学校には学校薬剤師を置くことになっており、また、学校薬剤師は学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行うこととなっている。

毒物劇物を保有している学校のうち、平成 28 年度において、学校薬剤師による管理記録簿の確認、保管庫の点検などを受けている学校の割合は約 3 割と低く、実地監査においても、学校薬剤師により保健室の医薬品等の点検は行われているが、毒物劇物の保管場所等の点検が行われていない事例、また、保管・管理上の不適正な事例等が見受けられたことから、学校薬剤師を十分に活用できていないと思われる。

各学校においては、毒物劇物による事故等を未然に防止するためにも、学校薬剤師を活用して、指導助言を受けながら、適正な保管・管理を徹底されたい。

### 3 監視・指導について

#### (薬務課による指導について)

平成 11 年 8 月 27 日付け厚生省通知では、監視指導指針において毒物劇物による保健衛生上の危害防止の観点から監視指導事項を定め、各都道府県においては監視指導指針を活用して毒物劇物による危害防止に努めるよう求められている。

特に、本県においては、平成 22 年度の包括外部監査において、試験研究機関の財務事務及び経営管理について監査が実施され、その中で毒物及び劇物等の管理事務についての確認が行われ、毒物劇物の管理全般にわたる管理要領等の作成の必要



性が指摘されている。

これを受けて、毒物劇物に関する事務を所管する薬務課においては、危害防止規定の作成や毒物劇物の管理等についての周知を行っているが、毒物劇物を取り扱う一部の機関等に対するものに止まっている。

今回の監査では、関係法令等の理解不足による保管・管理上の不適正な事例等が見受けられた。これは、薬務課が毒物劇物を保有する機関を十分に把握しておらず、指導が行き届いていない結果であると考えられる。

薬務課においては、今回の監査を契機として、毒物劇物を保有する機関を的確に把握し、これらの機関に対する指導を計画的に実施することに併せて、毒物劇物の取扱いや保管・管理に関する要領や手引などを作成し、各機関への周知や指導の際に活用することも検討されたい。

#### (教育委員会による指導について)

平成12年1月11日付け文部省依頼(資料編：参考7「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」)では、学校における毒物及び劇物の適正な取扱いの確保やその保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化等を図るための点検項目が示され、各学校において点検等を実施することが求められている。

しかし、実地監査では、保管場所への「医薬用外毒物」等の表示を行っていない事例、毒物劇物と一般薬品等との区分収納を行っていない事例、廃棄等の判断が適切に行われていない事例などが見受けられた。

教育委員会においては、県立学校を指導する所管課が3年に1回の周期で各学校を訪問し、その際に薬品関係の点検も行っているとのことであるが、各学校における毒物劇物の保管・管理等の点検状況を確認し、毒物劇物に関する事務の所管課である薬務課と連携しながら、問題点等に対する適切な指導をより一層図られたい。

## 4 まとめ

毒物劇物は、その化学的特性を活かして、農薬、燃料、洗剤などとして身近な場所で使用されており、日常生活に有用である反面、その管理等を誤れば、保健衛生上の大きな危害を及ぼす恐れがあり、全国では、毎年、毒物劇物の盗難・紛失事故も発生している。

県の機関においても、試験研究機関や学校などで、工業薬品、農薬、試薬等として使用されており、事故等を未然に防ぐためには、その保有状況や保管・管理等の状況を検証する必要があることから、今回監査を実施した。

その結果、毒物劇物を保有する機関では、全体的には概ね適切な管理が行われていると思われるが、既に指摘したとおり、不適切または不十分な事例、検討を要する点が認められた。

毒物劇物を保有する県の機関においては、毒物劇物は県民の生命に関わる事態を引き起こすことが有り得ることを再認識したうえで、これまでの慣行を排除し、法

令等に従った適切な管理を徹底されたい。

また、薬務課及び教育委員会においては、毒物劇物を保有する県の機関に対する積極的な指導に努められたい。

今回の監査が県の各機関において十分に活かされ、毒物劇物の取扱いや保管・管理が適正に行われることにより、飛散、流出等の事故や盗難、紛失の事件が発生しないことを切に望むものである。

## 参考 1

## 【毒物劇物保有機関一覧表】

※平成 28 年 9 月 1 日時点

部局等名	機関名	部局等名	機関名	
総務部	佐賀県税事務所	教育委員会	致遠館高等学校	
地域交流部	博物館・美術館		唐津青翔高等学校	
県民環境部	環境センター		高志館高等学校	
健康福祉部	鳥栖保健福祉事務所		神埼清明高等学校	
	衛生薬業センター		伊万里農林高等学校	
	食肉衛生検査所		佐賀農業高等学校	
産業労働部	新エネルギー産業課		唐津南高等学校	
	有田窯業大学校		佐賀工業高等学校	
	窯業技術センター		鳥栖工業高等学校	
	工業技術センター		多久高等学校	
農林水産部	農業技術防除センター		有田工業高等学校	
	上場営農センター		唐津工業高等学校	
	農業試験研究センター		塩田工業高等学校	
	農業大学校		佐賀商業高等学校	
	果樹試験場		伊万里商業高等学校	
	茶業試験場		嬉野高等学校	
	畜産試験場		杵島商業高等学校	
	中部家畜保健衛生所		唐津商業高等学校	
	北部家畜保健衛生所		鹿島実業高等学校	
	西部家畜保健衛生所		鳥栖商業高等学校	
	玄海水産振興センター		盲学校	
	有明水産振興センター		ろう学校	
	林業試験場		金立特別支援学校	
	佐賀中部農林事務所		中原特別支援学校	
	東部農林事務所		伊万里特別支援学校	
	唐津農林事務所		唐津特別支援学校	
	伊万里農林事務所		致遠館中学校	
	杵藤農林事務所		唐津東中学校	
県土整備部	ダム管理事務所		うれしの特別支援学校	
教育委員会	文化財課		香楠中学校	
	教育センター		武雄青陵中学校	
	佐賀西高等学校		出納局、東部工業用水道局、議会事務局、各種委員会	東部工業用水道管理事務所
	佐賀東高等学校			地域課
	佐賀北高等学校		鑑識課	
	唐津東高等学校		科学捜査研究所	
	唐津西高等学校		組織犯罪対策課	
	伊万里高等学校		佐賀警察署	
	小城高等学校		諸富警察署	
	牛津高等学校		神埼警察署	
	武雄高等学校		鳥栖警察署	
	鹿島高等学校		小城警察署	
	鳥栖高等学校		唐津警察署	
	三養基高等学校		伊万里警察署	
	神埼高等学校		武雄警察署	
	白石高等学校		白石警察署	
	厳木高等学校		鹿島警察署	
	太良高等学校			

計 93 機関

参考 2

【実地監査（事務監査）結果一覧表】

※表中、「×」と表記しているものは、事務の一部に不適切な取扱いが確認されたもの、「△」と表記しているものは、事務の一部に検討を要するものがあるもの、斜線はその調査項目が該当しないものである。

着眼点／調査項目	試験・研究機関			県立学校					警察本部	その他の機関
	環境センター	衛生薬業センター	農業試験研究センター	佐賀北高等学校	伊万里農林高等学校	唐津工業高等学校	唐津青翔高等学校	金立特別支援学校	科学捜査研究所	農業大学校
① 管理体制の整備や安全対策は適正に行われているか。										
○ 保管状況及び安全対策について										
1 保管場所は盗難防止の措置が図られているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 専用保管庫は設置しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 専用保管庫以外での保管はあるか。 （一般薬品等との区分収納は行われているか。）	○	○	○	○	×	○	○	×	○	○
○ 管理体制及び安全対策について										
1 管理責任者を設置しているか。	○	○	○	○	△	○	○	○	×	○
2 毒物劇物危害防止規定を整備しているか。	○	△	○	×	×	○	○	×	×	○
3 SDS（安全データシート）などを保有しているか。	○	△	△	○	△	△	△	△	○	○
4 緊急連絡網を整備しているか。	○	×	○	○	×	○	○	×	×	○
5 職員研修等を実施しているか。	○	△	△	○	△	○	△	△	○	×
6 学校薬剤師を活用しているか。 （県立学校のみ）	/	/	/	○	△	○	△	○	/	/
② 保管場所及び容器への毒物劇物の表示が適切に行われているか。										
1 保管場所に毒物・劇物の表示（「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」）が行われているか。	○	○	○	×	×	○	○	×	○	△
2 保管容器に毒物・劇物の表示（「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」）が行われているか。	○	○	○	○	×	△	○	○	○	×
3 飲食物の容器として通常使用される物を使用していないか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

着眼点／調査項目	試験・研究機関			県立学校					警察本部	その他の機関
	環境センター	衛生薬業センター	農業試験研究センター	佐賀北高等学校	伊万里農林高等学校	唐津工業高等学校	唐津青翔高等学校	金立特別支援学校	科学捜査研究所	農業大学校
③ 保管場所は堅固性を有し、施錠は適切に行われているか。										
1 保管場所は施錠が適切に行われているか。	△	○	○	○	○	△	○	○	○	△
2 専用保管庫(専用保管庫以外の保管庫も含む)は堅固性を有しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 専用保管庫(専用保管庫以外の保管庫も含む)は施錠が適切に行われているか。	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△
④ 保管容器の転倒防止等の措置は十分に行われているか。										
1 専用保管庫(専用保管庫以外の保管庫も含む)の転倒防止等の対策が行われているか。	△	○	○	○	△	○	○	○	○	△
2 保管庫内での容器の転倒・衝突・落下等防止対策が行われているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又は施設の地下にしみ込むことがないか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤ 管理記録簿による受入、払出、使用量や在庫量の管理は適正に行われているか。										
1 管理記録簿は整備しているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
2 管理記録簿と在庫量との照合を行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	×	△
3 管理記録簿による使用量や在庫量の管理は適正か。	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
4 長期間(5年以上)未使用である品目の処分等について	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○
⑥ 廃棄方法や施設外への運搬方法は適正に行われているか。										
1 施設外への運搬は適正に行われているか。	○	△	○	△	△	○	○	△	△	△
2 廃棄処理は適正に行われているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 外部委託は適正に行われているか。	○	○	○	○	○	○	○	△	△	○

### 参考 3

#### ○ 毒物及び劇物取締法について

##### 1 毒物及び劇物取締法の目的

「毒物及び劇物取締法」（昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号。以下「法」という。）は、日常流通する有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生するおそれが高い物質を毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の見地から必要な規制を行うことを目的としています。

##### 2 毒物劇物の種類

毒物及び劇物については、法別表第 1、第 2、第 3 及び「毒物及び劇物指定令」（昭和 40 年 1 月 4 日政令第 2 号）で規定されており、毒性が強いものが毒物、やや弱いものが劇物、毒物のうち極めて毒性の強いものが特定毒物に指定されています。

なお、毒物劇物に指定されている品目数及び主な品目名は次表のとおりとなっています。

#### 【毒物劇物の指定】（平成 28 年 7 月 8 日現在）

種 類	品 目 数		主 な 品 目 名
	法別表	指定令	
毒 物	27	97	黄燐、シアン化ナトリウム、水銀、ニコチン、砒素、 弗化水素 等
	うち特定毒物	9	10
劇 物	93	296	アンモニア、塩化水素（塩酸）、硝酸、メタノール、 水酸化ナトリウム、硫酸 等

##### 3 主な規制の概要

法では、毒物劇物の製造業者、販売業者等の毒物劇物営業業者又は特定毒物を扱う特定毒物研究者（以下「毒劇物営業業者等」という。）以外の者で、毒物劇物を業務上取り扱う者は、「業務上取扱者」として取り扱われます。

業務上取扱者は、シアン化ナトリウム等の特定の毒物劇物を扱う電気めっき業、金属熱処理業、運送業、しろあり防除業の都道府県知事に届出の必要な業種と、毒物劇物を使用して製品を作る事業者、農薬を使用して病虫害を駆除する農業者等の都道府県知事に届出を必要としない業種の 2 種類があります。

毒物劇物を使用する研究所、学校等の県の機関は、業務上取扱者のうちの届出を必要としない業種に該当し、毒劇物営業業者等に適用される規制の一部が準用されます。（法第 22 条第 5 項）

なお、届出を必要としない業務上取扱者である県の機関に準用される法及び「毒物及び劇物取締法施行令」（昭和 30 年 9 月 28 日政令第 261 号）の主な規定の内容は次のとおりです。

【県の機関に準用される主な規定】

○ 毒物又は劇物の取扱い

✓ 盗難、紛失防止措置（法第 11 条第 1 項）

毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

✓ 施設外への飛散、流出等防止措置（法第 11 条第 2 項）

施設外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

✓ 運搬する場合の飛散、流出等防止措置（法第 11 条第 3 項）

施設外において運搬する場合には、飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

✓ 飲食物容器の使用禁止（法第 11 条第 4 項）

保管容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

○ 毒物又は劇物の表示

✓ 容器及び被包への表示（法第 12 条第 1 項）

容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

✓ 貯蔵・陳列する場所への表示（法第 12 条第 3 項）

貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

○ 盗難、紛失、飛散、流出時の措置

✓ 飛散・流出等の事故時の措置（法第 16 条の 2 第 1 項）

毒物又は劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

✓ 盗難・紛失の際の措置（法第 16 条の 2 第 2 項）

毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。

○ 毒物又は劇物の廃棄

✓ 廃棄方法（法第 15 条の 2）

毒物又は劇物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

✓ 廃棄方法の技術上の基準（毒物及び劇物取締法施行令第 40 条）

- ・ 中和、加水分解、酸化、還元、稀釈その他の方法により、毒物又は劇物に該当しない物とすること。
- ・ ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、又は揮発させること。
- ・ 可燃性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。
- ・ 以上により難しい場合には、地下 1 メートル以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、若しくは浮き上がるおそれがない方法で海水中に沈め、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。

## 参考 4

### ○ 毒物劇物危害防止規定について

(昭和 50 年 11 月 6 日)

(薬安第 80 号・薬監第 134 号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局安全・監視指導課長連名通知)

毒物劇物営業者等の作成する毒物劇物危害防止規定(以下「危害防止規定」という。)については、昭和 50 年 7 月 31 日薬発第 668 号「毒物劇物取扱責任者の業務について」をもつて通知したところであるが、その作成にあたっては、左記の点に御留意のうえ、遺憾のないよう指導方をお願いする。

#### 記

#### 1 危害防止規定の目的及び性格について

危害防止規定は、毒物劇物製造所等における毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、もつて毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらいとした、事業者の自主的な規範であること。

#### 2 危害防止規定の記載事項について

(1) 危害防止規定は、当該製造所等において取扱われる毒物及び劇物の種類・量、取扱いの方法等の態様に応じ、具体的、かつ、詳細な内容になるように作成すること。

なお、毒物及び劇物の運搬車など製造所等以外の事項にわたる内容であつても差し支えないこと。

(2) 危害防止規定の記載事項には、毒物及び劇物の管理・責任体制を明確にし、毒物及び劇物による危害防止の目的を達成しうるよう、左記の基本的な事項が記載されていなければならないこと。

なお、危害防止規定に付随してそれぞれの基本的事項について、規定を具体的に実施するために必要な細則を定めること。

ア 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る設備等の点検・保守を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項

イ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項

ウ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項

エ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項

オ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

カ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者及びこれらの作業に係る設備等の保守を行う者並びに事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項

キ その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項



## 参考 5

### ○ 毒物及び劇物の保管管理について

(昭和 52 年 3 月 26 日)

(薬発第 313 号)

(各都府県知事あて厚生省薬務局長通知)

毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）の指導等についてはかねてよりご高配を煩わしているところであるが、本年当初より青酸ナトリウムに係る一連の事件が発生していることから、毒劇物の保管管理の徹底を期するため毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、左記の措置が講じられるよう指導されたい。

また、毒劇物の譲渡手続及び交付の制限の遵守並びに毒劇物の盗難又は紛失時の警察署への届け出の励行等についても併せてご指導願いたい。

#### 記

- 1 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第 11 条第 1 項に定める措置として次の措置が講じられること。
  - (1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
  - (2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。
- 2 毒物劇物取扱責任者の業務については、昭和 50 年 7 月 31 日薬発第 668 号薬務局長通知「毒物劇物取扱責任者の業務について」により示されているところであるが、さらに毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じての使用量の把握を行うよう指導されたいこと。

なお、特定毒物研究者についても同様の措置を講ずるよう指導されたいこと。
- 3 法第 22 条第 5 項に定める者についても毒劇物を貯蔵、陳列等する設備等の保守点検を十分行うとともに、前記 2 の措置を講ずるよう指導されたいこと。

## 参考 6

### ○ 毒物劇物監視指導指針の制定について

(平成 11 年 8 月 27 日)

(医薬発第 1036 号)

(各都道府県知事あて厚生省医薬安全局長通知)

毒物劇物の監視及び取締りについては、昭和 50 年 4 月 1 日付け薬発第 301 号薬務局長通知による毒物劇物監視要領（以下「監視要領」という。）に基づき実施されているところであるが、毒物劇物の用途が多様化し、また、昨年には毒物劇物を用いた犯罪が多発したことを踏まえ、毒物劇物の監視指導を、さらに効率的かつ効果的に行うため、今般、監視要領を廃止し、新たに別添のとおり毒物劇物監視指導指針（以下「監視指導指針」という。）を制定することとした。

監視指導指針においては、毒物劇物による保健衛生上の危害防止の観点から毒物及び劇物取締法に基づき必要な事項を新たに監視指導事項として定めるとともに、事故、盗難、違反等に対する対応、行政処分の考え方等についても示したので、貴都道府県においては御了知の上、必要な体制を整備するとともに、監視指導指針を活用され、毒物劇物による危害防止に努められたい。

なお、昭和 50 年 4 月 1 日付け薬発第 301 号薬務局長通知については廃止する。

#### 【毒物劇物監視指導指針（一部抜粋）】

#### 5. 法第 22 条第 5 項に規定する業務上取扱者

法第 22 条第 5 項に規定する者（以下「届出不要業務上取扱者」という。）に対する監視指導は、次の事項について行う。

なお、届出不要業務上取扱者に対しては、必要に応じ毒物及び劇物取締法の趣旨及び内容を説明し、法の遵守を徹底させる。

##### (1) 毒物劇物の取扱いについて

##### ア 盗難・紛失の防止措置（法第 22 条第 5 項で準用される法第 11 条第 1 項）

(ア) 毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

(イ) 「盗難等防止規定」が作成されていること。

(ウ) 「盗難等防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。

(エ) 貯蔵・運搬を委託する場合は、「盗難等防止規定」に基づき、受託者に貯蔵設備、運搬用具における盗難・紛失防止のための必要な措置を講じさせ、また、実際にその措置が講じられていることを確認していること。

##### イ 流出等の防止措置（法第 22 条第 5 項で準用される法第 11 条第 2 項）

(ア) 毒物劇物等が事業所外へ飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又は施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

(イ) 「危害防止規定」が作成されていること。

- (ウ) 「危害防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。
- (エ) 貯蔵を委託する場合は、「危害防止規定」に基づき、受託者に毒物劇物等が貯蔵設備から飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又は施設の地下にしみ込むことを防止するための必要な措置を講じさせ、また、実際にその措置が講じられていることを確認していること。
- ウ 運搬用具等からの流出等の防止措置（法第 22 条第 5 項で準用される法第 11 条第 3 項）
- (ア) 毒物劇物等を事業所外で運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じていること。
- また、以下の事項について併せて確認・指導すること。
- (イ) 「危害防止規定」が作成されていること。
- (ウ) 「危害防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。
- (エ) 運搬時の事故により毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合に備えるために、運搬車両にイエロー・カードが備えられていること。
- (オ) 運搬を委託する場合は、「危害防止規定」に基づき、受託者に毒物劇物等が運搬用具から飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出ることを防止するための必要な措置を講じさせ、また、実際にその措置が講じられていることを確認していること。
- エ 飲食物の容器の使用禁止（法第 22 条第 5 項で準用される法第 11 条第 4 項）
- (ア) 毒物劇物の容器として飲食物の容器が使用されていないこと。
- (2) 表示について
- ア 容器及び被包への表示事項（法第 22 条第 5 項で準用される法第 12 条第 1 項）
- (ア) 毒物劇物の容器及び被包には以下の表示が行われていること。
- ・毒物にあっては赤地に白文字で「医薬用外毒物」
  - ・劇物にあっては白地に赤文字で「医薬用外劇物」
- イ 貯蔵場所への表示事項（法第 22 条第 5 項で準用される法第 12 条第 3 項）
- (ア) 貯蔵場所への表示については以下の表示が行われていること。
- ・毒物の貯蔵場所にあっては「医薬用外毒物」
  - ・劇物の貯蔵場所にあっては「医薬用外劇物」
- また、以下の事項について併せて確認・指導すること。
- (イ) 貯蔵を委託する場合には、受託者に、貯蔵場所に「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示を行わせ、また、実際にその表示が行われていることを確認していること。
- (3) 廃棄について（法第 15 条の 2）
- (ア) 施行令第 40 条に定める基準に基づき行われていること。
- (イ) 廃棄の方法に関する基準が定められている物にあっては、当該基準に従っていること。
- また、以下の事項について併せて確認・指導すること。
- (ウ) 不必要な毒物劇物、使用済みの毒物劇物はすみやかに廃棄していること。
- (エ) 廃棄の内容について記録していること。
- (4) 運搬貯蔵等の基準について（法第 16 条）
- (ア) 容器又は被包が落下、転倒、破損しないように積載されていること。

- (イ) 容器又は被包が積載装置の長さ・幅を超えないように積載されていること。
- (ウ) 施行規則別表第2に掲げる毒物劇物を5,000kg以上車両を用いて運搬する際の、助手の同乗、標識掲示、2人分の保護具等の装備、応急措置の内容を記載した書面の装備が遵守されていること。
- (エ) 毒物劇物を1,000kg以上車両又は鉄道を用いて運搬する場合で、当該運搬を委託する場合には、荷送人の通知義務が遵守されていること。
- (オ) その他、運搬、貯蔵等の基準が定められている場合にあつては、当該基準が遵守されていること。

(5) 事故の際の措置について

ア 流出等発生時の届出及び応急措置（法第22条第5項で準用される法第16条の2第1項）

- (ア) 毒物劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において不特定又は多数の者に危害が生じるおそれがある場合には、保健所、警察署又は消防機関への届出が行われ、かつ危害防止の応急措置が講じられていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

- (イ) 「危害防止規定」が作成されていること。
- (ウ) 「危害防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。
- (エ) 貯蔵・運搬を委託している場合において、毒物劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合には、「危害防止規定」に基づき、受託者に危害防止のための応急措置、設備の改善を講じさせ、必要な届出、委託者への報告を行わせることが確認されていること。また、実際にそれらの措置が講じられていることを確認していること。
- (オ) 運搬時の事故により毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合に備えるために、運搬車両にイエロー・カードが備えられていること。

イ 盗難・紛失発生時の警察への届出（法第22条第5項で準用される法第16条の2第2項）

- (ア) 毒物劇物が盗難にあい、又は紛失したときは警察署に届け出ていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

- (イ) 貯蔵・運搬を委託している場合において、毒物劇物が盗難・紛失にあつた場合には、「盗難等防止規定」に基づき、受託者に必要な届出、委託者への報告を行わせ、設備の改善を講じさせることが確認されていること。また、実際にそれらの措置が講じられていることを確認していること。

参考 7

○ 学校における毒物及び劇物の適正な管理について

(平成 12 年 1 月 11 日)

(文初高第 501 号)

(各都道府県教育委員会委員長、各指定都市教育委員会委員長、  
各都道府県知事あて文部省初等中等教育局長依頼)

学校における毒物及び劇物の適正な管理については、平成 10 年 10 月 23 日付け 10 初高第 25 の 2 号「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」などにより、保管・管理の徹底、管理体制の点検強化等が図られるようお願いしたところですが、一部の大学、高等学校に対して行われた総務庁の「毒物及び劇物の保管管理に関する地方監察」(別添)において、未だ法令を遵守していない等の不適切な状況がみられる旨の指摘を受けました。

各学校においては、毒物及び劇物について、授業中等における適正な取扱いの確保をはじめとして、その保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化等を図る必要があります。また、授業等において毒物又は劇物を扱う際には、児童生徒に対し、その危険性や適正な取扱いについて十分指導する必要があります。

については、貴管下の各学校において、別紙 1 の点検項目を参考に点検等を実施するとともに、貴職におかれては、その対応状況を把握し、状況に応じて、必要な措置を講じるようお願いいたします。また、域内の市町村教育委員会においても、管下の学校において同様の点検等を行うとともに、対応状況の把握を行い、状況に応じて、必要な措置を講じるよう指導願います。なお、学校で学習指導上一般的に扱われている主な毒物及び劇物の例を別紙 2 のとおり添付します。

(別紙 1)

学校における毒物及び劇物の保管管理に関する点検項目

点検項目	対応状況		整備等がなされていない場合の今後の改善計画
1 専用保管庫の設置			
[cir1] 専用保管庫が整備されているか。	ア 整備されている	イ 整備されていない	
[cir2] 保管庫は鍵のかかるものとしているか。	ア 鍵のかかるものである	イ 鍵はかからない	
[cir3] 保管庫は毒劇物専用のもので、一般薬品等との区分収納がなされているか。	ア 区分収納している	イ 区分収納していない	
[cir4] 保管庫以外のものに保管されていないか。	ア 保管庫以外にはない	イ 保管庫以外にもある	

2 保管庫の施錠			
[cir1] 保管庫の施錠に関する確認や点検は責任ある者が行っているか。	ア 責任ある者が行っている	イ 各教職員が個々に行っている	
[cir2] 鍵の保管について管理責任者を定めて管理しているか。	ア 管理責任者が管理している	イ 管理責任者を定めていない	
[cir3] 保管庫の施錠に関して、教職員に注意喚起を行っているか。	ア 注意喚起している	イ 特に行っていない	
3 保管庫及び容器への表示			
[cir1] 保管庫及び容器に毒物・劇物等の表示をしているか。	ア 表示している	イ 表示していない	
[cir2] 毒劇物の名称等について明示されているか。	ア 明示されている	イ 明示されていない	
4 管理記録の整備			
[cir1] 管理簿等を備えているか。	ア 備えている	イ 備えていない	
[cir2] 管理簿等に品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び残量が適切に記入されているか。	ア すべて記入されている ウ 記入していない	イ 一部記入している	
[cir3] 毒劇物が適正に使用されたかどうかの確認が行われているか。	ア 確認している	イ 確認していない	
[cir4] 定期的に数量と管理簿等の照合を行っているか。	ア 定期的に行っている ウ 行っていない	イ 随時行っている	
5 地震等の災害に対する対策			
[cir1] 地震等による転倒の可能性のある保管庫について、転倒防止措置を講じているか。	ア 措置済みである	イ 措置していない	
[cir2] 保管容器に転倒防止措置を講じているか。	ア 措置済みである	イ 措置していない	

6 管理体制の充実			
[cir1] 取扱要領等校内規程の整備が行われているか。	ア 校内規程を定めている	イ 特に定めていない	
[cir2] 管理責任者の指定等が行われているか。	ア 指定している	イ 指定していない	
[cir3] 保管状況の確認などの定期的検査が行われているか。	ア 定期的に検査している ウ 検査していない	イ 随時検査している	
[cir4] 保管管理や理科の実験などの授業中の取扱いについて、教職員に啓発・指導は行われているか。	ア 行っている	イ 行っていない	
[cir5] 毒物及び劇物の危険性や適正な取扱いについて、児童生徒に指導は行われているか。	ア 指導している	イ 指導していない	
7 廃棄処理			
長期間保存されている毒物・劇物等で今後も使用の見込みがないものについて、適正な方法により、速やかに廃棄しているか。	ア すべて廃棄している ウ 廃棄していない	イ 一部廃棄している	

(注) 「整備等がなされていない場合の今後の改善計画」の欄には、今後、いつまでにどのような整備等の改善を行う予定であるかを記入すること。

(別紙2) . . . 【省略】

(別添) . . . 【省略】